

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費

（平成28年度松野町一般会計決算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

松野町の平成28年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は、次のとおりです。

〔歳入〕

地方消費税交付金 64,389千円 のうち、社会保障財源化分 29,548千円

〔歳出〕

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 639,901千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費内訳】

（単位：千円）

事業名		平成28年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	地方債	その他	地方消費 税交付金 (社会保障財 源化分)	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	133,972	96,272	0	0	2,600	35,100
	高齢者福祉事業	9,157	179	1,300	2,809	336	4,533
	児童福祉事業	175,729	41,152	10,300	7,344	8,064	108,869
	母子福祉事業	3,642	1,811	1,800	0	2	29
	小計	322,500	139,414	13,400	10,153	11,002	148,531
社会 保険	介護保険事業	84,077	1,228	0	0	5,713	77,136
	国民健康保険事業	51,816	27,553	0	0	1,673	22,590
	後期高齢者 医療保険事業	92,203	18,363	0	20	5,091	68,729
	小計	228,096	47,144	0	20	12,477	168,455
保健 衛生	疾病予防対策・ 健康増進事業	22,782	405	900	0	1,481	19,996
	診療所事業	66,523	0	0	0	4,588	61,935
	小計	89,305	405	900	0	6,069	81,931
合計		639,901	186,963	14,300	10,173	29,548	398,917

※ 各事業の地方消費税交付金（社会保障財源分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分。